

# 平成 30 年度の 税制改正

## についてお知らせします

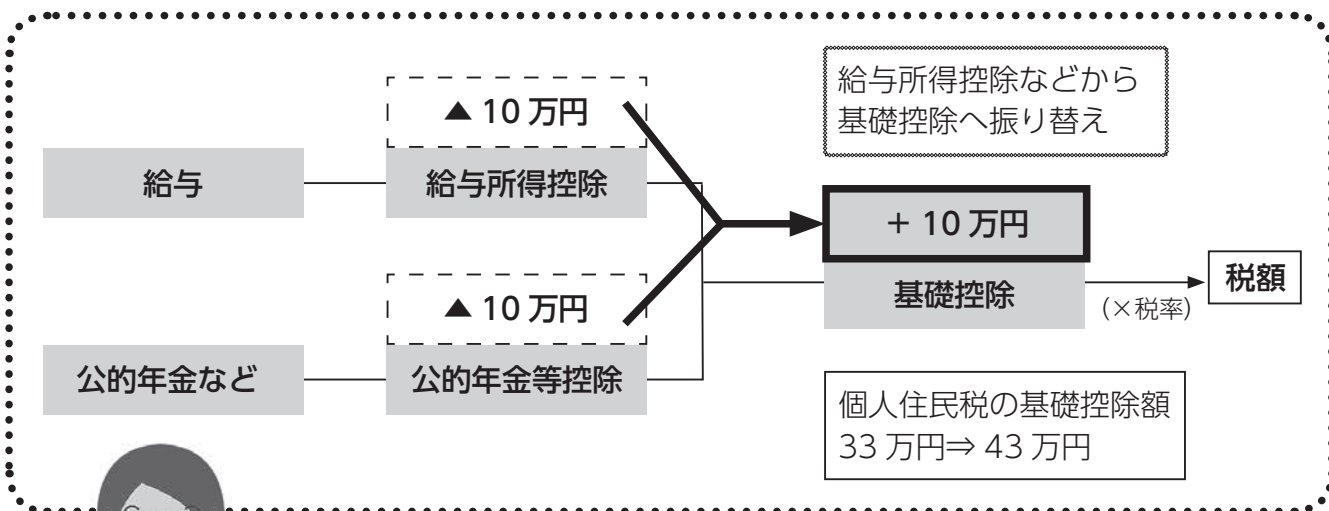
■問合せ 税務財政課税務グループ (☎ 74-3003)



## 1. 個人住民税

### ①基礎控除の見直し

(1) 給与所得控除額と公的年金等控除額が引き下げとなり、平成 33 年度の個人住民税から基礎控除額が現行の 33 万円から 43 万円となります。



どのような所得にでも適用される基礎控除を引き上げることで、さまざまな形で働く人を広く応援する見直しとなりました。

(2) 個人住民税の基礎控除に所得要件を創設し、平成 33 年度の個人住民税から合計所得金額が 2400 万円を超える人については、その合計所得金額に応じて遡減し、2500 万円を超える人は適用できない仕組みとなります。

前年の合計所得金額	2400 万円以下	2400 万円超～ 2450 万円以下	2450 万円超～ 2500 万円以下	2500 万円超
控除額				
平成 32 年度まで	33 万円			
平成 33 年度から	43 万円	29 万円	15 万円	0 万円
差額	10 万円	- 4 万円	- 18 万円	- 33 万円

## ②個人住民税の非課税範囲の見直し

平成33年度の個人住民税から、障がい者、未成年者、寡婦（寡夫）の人が非課税となる要件を、前年の合計所得金額135万円以下（現行：125万円以下）に引き上げるとともに、均等割と所得割の非課税限度額が10万円引き上げとなります。

○均等割も所得割もかからない人（納税義務者本人が、障がい者、未成年者、寡婦（寡夫）の場合）

合計所得金額	給与収入金額	公的年金収入金額	
		65歳未満	65歳以上
135万円	204万円	216万円	245万円

※収入金額については目安の金額となります。

○均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が、次の金額以下の人。

現行

扶養親族などの合計人数	合計所得金額	給与収入金額	公的年金収入金額	
			65歳未満	65歳以上
1人（本人のみ）	28万円	93万円	98万円	148万円
2人（扶養1人）	73万円	138万円	147万円	193万円
3人（扶養2人）	101万円	168万円	184万円	221万円

※収入金額については目安の金額となります。

改正後

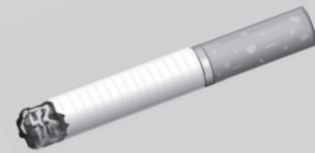
扶養親族などの合計人数	合計所得金額	給与収入金額	公的年金収入金額	
			65歳未満	65歳以上
1人（本人のみ）	38万円	93万円	98万円	148万円
2人（扶養1人）	83万円	138万円	147万円	193万円
3人（扶養2人）	111万円	168万円	184万円	221万円

※扶養親族などの合計人数が4人以降の合計所得金額280,000円×（本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数）+100,000円+170,000円

## 2. 町たばこ税

### ①町たばこ税の税率の引き上げ

町たばこ税の税率が段階的に引き上げとなります。



（税率：1000本あたり）

実施期間	平成30年 9月30日まで	平成30年 10月1日から	平成32年 10月1日から	平成33年 10月1日から
税率	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

### ②加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税方式を、製品の重量と価格により算出する、製品の特性を踏まえた課税方式に段階的に移行します。

### ③旧3級品紙巻たばこの特例税率廃止時期の延期

旧3級品紙巻たばこの特例税率の廃止時期を平成31年4月1日から同年10月1日へ延期します。